

吹田市環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成23年吹田市条例第44号）附則

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の吹田市環境まちづくり影響評価条例（以下「新条例」という。）第2条第3号に規定する対象事業のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の吹田市環境影響評価条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定により実施計画書の提出があったものについては、なお従前の例による。
- 3 旧条例第2章の規定による手続を要しなかった事業で、施行日において新たに新条例第2章の規定による手続を要することとなるもの（次項において「新適用事業」という。）のうち、施行日において既に新条例第7条第2項の期限を経過しているものについては、新条例の規定は、適用しない。ただし、施行日以後に事業の内容を変更しようとする場合であって、変更後の事業の実施等が環境に著しい影響をもたらす可能性があるとして市長が認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に規定するもののほか、新適用事業のうち、新条例別表第2項に規定する事業（現に存する住宅を除却してその土地に住宅を建設する事業に限る。）であって、施行日において当該事業に係る計画が相当程度確定しているため、新条例の規定を適用すると除却される住宅に居住する者に著しい不利益が生ずるおそれがあると市長が認めるものについては、新条例の規定は、適用しない。

（吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正）

- 5 吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年吹田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第23条の6中「吹田市環境影響評価条例」を「吹田市環境まちづくり影響評価条例」に改める。